

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

個人の土地譲渡益課税の税率引き下げ

Q：私は、個人の土地譲渡益課税の税率が引き下げられるということで、20年程前に購入した土地の売却を考えています。税率は何%になるのでしょうか。

A：長期所有の土地等については、一律26%（所得税20%、住民税6%）になります。

【解説】

平成11年度の改正で、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に、その年1月1日において5年を超えて所有する土地等及び建物等を譲渡した場合の譲渡所得に対する課税について、税率が次のように引き下げられます。

区 分	改正前	改正後
特別控除後の譲渡益 6,000万円以下 の部分	26% 所得税20% 住民税6%	一律26% 所得税20% 住民税6%
特別控除後の譲渡益 6,000万円超 の部分	32.5% 所得税25% 住民税7.5%	住民税6%

ちなみに、長期譲渡税率の変遷は次のようになっています。

	H3年 以前	H4年 以降	H7年 以降	H8年 以降	H10年 以降	H11年 以降
4,000万円以下	26%		32.5%	26%		
4,000万円～ 6,000万円					26%	
6,000万円～ 8,000万円	32.5%	39%	39%			26%
8,000万円超				39%	32.5%	

